

令和3年度からの部活動中の 事故見舞金について

令和3年5月7日

一般財団法人 横浜市安全教育振興会

はじめに

1月19日に配布しました「ご加入に向けて」の裏面
「（一財）横浜市安全教育振興会見舞金等給付規定（別表）」
1番左側 負傷見舞金→幼児・児童・生徒→請求書類→
第2号様式－6 1通

日本スポーツ振興センター提出の 「医療等の状況」



「給付金支払通知書」もしくは「児童生徒別給付一覧」

訂正をお願いいたします。

1 対象

- 部活動中の事故に限る
- 校内・校外を問わない(対外試合のための移動中も可)
- 日本スポーツ振興センターの給付金額が合計で1万円以上の
場合に限る。

※ 各事故ごとに、日本スポーツ振興センターからの「給付金
支払通知書」もしくは「児童生徒別給付一覧」で合計金額
をご確認ください。

2 給付金について

○安振会の給付金額は、日本スポーツ振興センターの給付金額の50パーセント。(事故発生月を含め最大7か月分まで)

- ・安振会からの給付金額は、5万円が上限となります。
- ・日本スポーツ振興センターの給付金額の合計が10万円以上の場合はすべて5万円の給付となりますので、加療中・中止の場合でも途中申請は可能です。
- ・安振会からの給付金額で、1円未満は給付対象とはなりません。

3 申請に必要な書類

○第2号様式-6 (従来の第2号様式-1とは別の新しい様式)

・別紙1

○日本スポーツ振興センターからの「給付金支払通知書」の写しの場合
(事故発生月を含め最大7か月分まで)

・「給付金支払通知書」において、当該生徒以外の欄は黒塗りをお願いします。
(個人情報保護のため)

「給付金支払通知書」1枚に複数生徒の支払がある場合には複数生徒分
「給付金支払通知書」が必要です。1名の生徒に対して1枚必要です。
(黒く塗っていただくところが変わります)

理事長	事務局長	担当

見舞金等請求申請書(部活動中の事故)		賛助会員No.	
		年	月 日
一般財団法人 横浜市安全教育振興会 理事長 様			
学校名			
代表者職・氏名		[印]	
電 話			
下記の事項について、日本スポーツ振興センターの給付金額の合計が1万円以上になることを確認したので、給付規定により請求します。 <u>(横浜市安全教育振興会からの見舞金給付金額の上限は5万円)</u>			
種 別	給 付 対 象 事 故		
	1. 部活動中における生徒の負傷事故		
被災者	姓・氏名	住所	
	学 年	中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部)	年 男・女
事故の状況	発生日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時頃	
	発生場所	(具体的に詳しく)	
	発生状況		
治療状況	入・通院の期間	年 月 日 から 年 月 日	
	経過	治療	加療中 中止 (○で囲む)
見舞金等振込先	「賛助会員加入の確認書」記載の取引金融機関		
日本スポーツ振興センター「給付金支払通知書」もしくは「児童生徒給付金額一覧」の合計金額			円
<small>※日本スポーツ振興センターからの「給付金支払通知書」もしくは「児童生徒給付金額一覧」のコピーを添付してください。(添付品から最大7枚までの分) ※当財団指定の「入・通院証明書」は必要ありません。提出されても証明書代の支払はありません。 ※交通事故および後遺障害見舞金の給付はありません。 ※1事故1回の申請となります。1度申請した後の追加申請はできません。 *この欄以下は記入しなくてください。</small>			
横浜市安全教育振興会給付金額		円	受付日
<small>※安振会からの給付金額は日本スポーツ振興センターの「給付金支払通知書」もしくは「児童生徒給付金額一覧」の合計金額の50%(給付金額の上限は5万円)</small>			
<small>※申請に関する個人情報は、給付事務以外には使用しません。</small>			

お願い

○申請用紙は、学校で作成していただきます。

※副校長先生、養護の先生、部活動担当の先生には大変お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

※申請される場合は、必ず保護者の承諾をお取りください。

- 日本スポーツ振興センターからの「児童生徒別給付一覧」の場合
 - ・該当生徒の欄にマーカー等でわかるように印を付けてください。

【一覧出力条件】

被災児童生徒氏名

フリガナ アンゼン タロウ

請求書種: 医療費/障害見舞金/死亡見舞金

処理状況 決定済/決定済(不支給)/不備有

児童生徒別給付一覧

被災者児童生徒氏名:安全 太郎

学年 (年齢) 性別	組	災害発生年月日 初回・継続別(月分)	傷病名	給付金請求額		支払額 又は 決定内容	転 帰	報告書番号		給付決定日	給付学校
				医療費(外来) 医療費(入院)	食事療養費			請求書種類	処理状況		
1 男	3組	令和3年4月15日 継続(令和6月分)	左橈骨遠位端骨折	点 点	円	3,584円	治 ゆ	医療費	決定済	令和3年6月27日	横浜市立常磐町 中学校
1 男	3組	令和3年4月15日 継続(令和5月分)	左橈骨遠位端骨折	点 点	円	2,645円	継 続			令和3年5月26日	横浜市立常磐町 中学校
1 男	3組	令和3年4月15日 初回(令和4月分)	左橈骨遠位端骨折	点 点	円	8,793円	継 続			令和3年4月25日	横浜市立常磐町 中学校
				点 点	円	円					
				点 点	円	円					
				点 点	円	円					
				点 点	円	円					
				点 点	円	円					
				点 点	円	円					
				点 点	円	円					
学校(保育所等)名			横浜市立常磐町中学校	本項計		15,022円					
				合 計		15,022円					

4 見舞金の支払について

- 毎月7日を締切日とします。
- ご提出した内容を確認させていただき、給付金額が確定した場合、翌月の7日までに各学校指定の安振会口座に振り込みます。
- 8日以降の申請については翌々月の支払となります。
- 振込と同時に「支払通知書」を各学校にメール便で送付します。

5 留意点

○事故月を含め最大7か月までが見舞金の対象となります。8か月以降の分については対象外となります。

- ・安振会の見舞金給付は、事故日から180日となっていますが、日本スポーツ振興センターの申請は月末〆となっているので7か月までを対象としています。

○申請は、日本スポーツ振興センターとは異なり、月毎の申請ではありません。最大7か月分をまとめて申請となります。申請可能なのは、次の通りです。

- ・7か月以内に治癒した場合
- ・7か月以内に中止の場合
- ・7か月が経過しても治癒しない場合
- ・7か月が経過して中止の場合

○固定装具代（ギプス等）は「医療等の状況」に点数または金額として入っているため別途給付はありません。

○加療中で途中申請した場合は、追加の申請はできません。1事故1回の申請となります。

○交通事故、後遺障害は見舞金の対象外です。

○令和3年度からの事業となりますので、令和3年4月1日から発生した事故が見舞金の対象となります。

○申請可能期間は、事故日から3年以内となります。

○生徒が卒業した後の申請は、3月31日に在籍していた学校からの申請になります。

- ・ 中学校を卒業し4月以降も加療中の場合「給付金支払通知書」もしくは「児童生徒別給付一覧」は、3月分までは在籍校、4月以降は進学先となります。両方をまとめて在籍校から申請。
- ・ 高等学校を卒業し4月以降も加療中の場合は、在籍校からの申請。